告 示

埼玉県告示第六号

定による意見の概要につ のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 いて、 (平成 十年法律第九 同条第三項 \mathcal{O} 規定により公告し、 十一号)第 八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十九年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八 百七十八一三、 百八十五— 百 八十六

口 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見 \mathcal{O} 概 要

(1) 策など、十分な環境対策を講じてください。 住宅地 に近接しているため、駐車場の騒音対策やヘッドライト 等の 光 対

(2)指定され 対応をお 市道幹十一号線については、 願 7 1 1 ますの 11 たします。 で、 登 下 校時の児童生徒の安全確保につい 藤沢北小学校、 藤沢中学校 \mathcal{O} 通学路とし て、 万全な 7

二 縦覧期間

平成二十九年一月六日から平成二十九年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター